

○ 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）（第九条関係）

改正案	現行
<p>（損益計算書の区分） 第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別損失に属する損失は、<u>前期損益修正損、減損損失（特別損失の性質を有する場合に限る。）</u>、災害による損失その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（損益計算書の区分） 第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別損失に属する損失は、<u>災害による損失、前期損益修正損</u>その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p>